

2020年2月13日号

新型コロナウイルスに関連する契約不履行と不可抗力

弁護士 川合 正倫

はじめに

中国では、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、本来は2020年1月30日までとされていた春節休暇が2月2日まで延長された。また、各地方政府はこれに加え医療関連事業者等の一部の事業者を除き、2月2日以降も一定期間操業再開を禁止する措置を講じた。北京、上海をはじめとする多くの地域では2月10日から事業を再開することが認められたが、依然として様々な態様で一般市民の移動が制限されている¹ことも手伝い、帰郷先から戻らない人も少なくない。また、事業再開に伴い一斉に人が動き出すと感染が拡大するおそれもあることから、各地方政府は2月10日以降も在宅勤務、時短勤務や有休休暇の取得を奨励している状況にある。実際にオフィスビルに入館する際に体温検査が行われるだけでなく健康状態に関する誓約書の提出が求められることもある。さらには、航空便や船の欠航も相次ぐなど物流やサプライチェーンも麻痺状態にあり、本格的な事業再開の見通しが立っていない企業も少なくない。

このような状況下において、新型コロナウイルスに関連する理由に起因して、契約関係にある一方当事者が契約上の義務の不履行に陥る事態は想像に難くなく、法的には、これが不可抗力に該当し、義務を履行できない当事者が免責されたり、契約を解除できたりするののかという点が問題となる。

一、新型コロナウイルスに起因する契約不履行が不可抗力に該当するか

契約において不可抗力に関する規定がある場合には、契約の規定に従い不可抗力の該当性が判断されることになるため、「伝染病」や「疫病」といった文言が規定されているか、不可抗力は契約の履行不能を導く事情に限定されるのか、それとも履行遅滞の場合も含んでいるのかなど、規定内容を注意深く確認することが求められる。また、中国では契約に規定がない場合であっても、契約法に基づき不可抗力の適用が認められており、同法では、不可抗力とは、予見不能、回避不能かつ克服不能の客観的な状況をいうとされ、不可抗力が生じた場合には、既に履行遅滞の状態にある場合を除き、責任の全部又は一部の免除が認められている（第117条）²。また、不可抗力により契約目的の実現が不能となったことが契約の法定解除事由とされている（第94条1号）。

この点に関連して、2020年2月10日、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「全人代常委会法工委」という。）のスポークスマンは、新型コロナウイルスのために政府が採用する拡大防止措置は、これに基づき契約が履行できない当事者からすると、予見不能、回避不能かつ克服不能な不可抗力に該当すると表明した。また、中国の貿易振興機関である中国国際貿易促進委員会（CCPIT）は、2020年1月より、新型コロナウイルス感染による肺炎の防疫措置により、国際貿易の契約履行が不能となった企業に対して不可抗力事実性証明の発行を開

¹ 例えば上海では、関連する経歴のあった者（湖北等（肺炎事情の深刻な）重点地区の旅行・居住経歴、重点地区に発熱症状又は呼吸道症状のある人員と接触した経歴、新型コロナウイルスによる肺炎病例と接触した経歴のあった者を含む）に対して14日間は自主的に隔離措置をとることが要請されている。

² 民法総則第180条においても同趣旨の規定がある。

始し、既に相当数の在中国企業がこの証明書を取得したとされている。

それでは、新型コロナウイルスに関連する契約不履行はすべからず不可抗力に基づくものと認められることになるのであろうか。

新型コロナウイルスによる不可抗力の検討を行うにあたっては、2003年に発生したSARSの際の裁判所による通知や裁判例が参考になる。既に廃止されている2003年の「最高人民法院の伝染性非典型的肺炎の予防・治療期間の法に従う人民法院の関連裁判、執行作業に関する通知」によれば、政府及び関係部門がSARSの予防及び治療のために講じた行政措置によって契約の履行が直接不能となった場合又はSARSの影響を受けて契約の当事者が全く履行できないことによって紛争が発生した場合は、「契約法」第117条及び第118条の規定に従って適切に処理するとされており、最高人民法院は、SARSの防疫により契約履行が直接不能となった場合又は契約当事者の契約履行が全く不能となった場合に限り、「不可抗力」が発生したものとみなすという慎重な姿勢を示した³。また、SARSの際に不可抗力を認定した裁判例が複数存在するが、これらの事案においても免責が主張できるか否かは個別に判断されている。

さらに、2020年2月に入り各地方級の裁判所は各種の指導意見を出しており、例えば2月8日付けの上海市高級人民法院の指導意見においては、防疫に起因して当事者が履行不能となった場合等には、公平、誠実信用等の原則に従い、当事者間の合意、ウィルスの状況、ウィルス事情と履行不能や履行困難の因果関係、ウィルスによる影響の程度等を総合的に考慮して不可抗力や事情変更等の関連規定及び案件の具体的状況に応じて適切に処理する旨が記載されている。

加えて、CCPITが発行している不可抗力事実性証明では、基本的には当該企業の所在地において発せられた政府の通知により操業が禁止された期間が記載されているのみであり、当該事情が不可抗力に該当することまで証明する内容とはなっていない。

以上の状況に加え、不可抗力の効果は当事者が合意した契約の不履行を免責するという極めて重大な効果を有するものであることから、裁判所又は仲裁機関は一律に不可抗力の該当性を判断するのではなく、契約の内容（契約目的物、サービス内容、契約条件等）、両当事者が置かれた具体的な状況、政府の措置による影響、代替措置の有無、因果関係等、各種事案における個別の具体的事情に基づき、不可抗力の該当性及び不可抗力に基づく効果を慎重に判断することになるものと考えられ、上述した全人代常委会法工委のスポークスマンの発言もこれと矛盾するものではないと考えられる。

二、不可抗力を主張するための通知義務及び証拠提供義務

契約法において、不可抗力の通知義務及び証拠提供義務が定められている点に注意が必要である。具体的には、不可抗力により契約の履行が不能となった当事者は、遅滞なく相手方に通知しなければならず、かつ、合理的な期間内に証明を提供しなければならないとされる（第118条）。また、不可抗力を主張する当事者が、不可抗力の発生、因果関係、契約の履行が不能となったことについて拳証責任を負うものと考えられている。

このため、コロナウイルスに関連する措置により契約に従った履行ができなくなる当事者は、まずは契約書における不可抗力に関する規定を確認し、その内容に従った措置をとる必要があるが、契約上の明確な規定がない場合には、上記の契約法の規定に従うことになる。この点、CCPITは在中国の外資企業に対しても不可抗力事実性証明を発行している模様であり、国際貿易の当事者となる企業は当該証明書を通知の際の証拠資料として利用することが考えられる。また、自らの義務が履行できなくなった具体的原因⁴及び当該原因事象と不履行の因果関係についても整理のうえ、関連する証拠を収集しておくことも重要である。

³ 北京市第二中级人民法院が2003年に公表した調査論文「SARS事件が不可抗力を構成する場合の免責事由に関する案件の正確な処理」においてもSARS事件による不可抗力の免責事由の認定基準を厳格に判断し、債務者による不可抗力を理由とする債務の回避を防止しなければならないとされている。

⁴ 一般的に「経済状況の悪化」は当事者が予見すべき事情として不可抗力から除外されると考えられており、新型コロナウイルスとの関係では、例えば政府の各種制限措置や物流手段の欠航といった事情が該当すると考えられる。

三、損失の拡大防止義務

新型コロナウイルスに関連する措置が不可抗力と認定される場合でも、契約相手方や義務者が何らの措置もとらずに相手方の損失が拡大した場合には、損害回復が制限される点にも留意が必要である。

まず、契約法では、相手方が違約した場合の他方当事者による損失の拡大防止の義務が定められており、違約当事者の相手方は適当な措置を講じて損失の拡大を防止しなければならないとされており、適当な措置を講じず、これにより損失が拡大した場合は、拡大した損失につき賠償を請求してはならないとされている（第 119 条）。不可抗力が認定された場合にも同条の趣旨は妥当するものであり、相手方が不可抗力に陥った場合、他方当事者は、積極的に損失拡大を回避するための措置をとる必要があるものとする。

また、不可抗力に陥った義務者も、契約に従う義務の履行が困難な状況であっても、信義誠実の原則に従って、契約相手方に対して継続的に状況を報告し、可能な範囲で契約を継続履行するなど相手方の損失拡大を防止する義務を負っているものとするべきである。

四、契約履行への影響期間の起算時点及び損失賠償額の確定

新型コロナウイルスに関連する措置が不可抗力に該当するという判断がなされる場合、契約履行への影響がいつから発生したのかという点も検討が必要となる。この点は見解がわかれうるが、比較的早期に影響が発生したとする立場は、国家衛生健康委員会が新型コロナウイルス感染による肺炎を「中華人民共和国伝染病防治法」に定める乙類伝染病とする公告を公布した 2020 年 1 月 20 日とする。他方で、WHO が新型コロナウイルス感染による肺炎を国際的に注意される突発公共衛生事件（Public Health Emergency of International Concern、PHEIC）と認定した 2020 年 1 月 30 日とする立場もある。

SARS の際の事例を踏まえると、裁判所は契約履行への影響期間を考慮した上で、当該期間の債務の減免を認めるものと考えられるが、影響期間の起算・終了時点の判断にあたっては、政府による各種措置のみならず案件の具体的な状況を考慮した上で判断するものと思われる。

五、総括

以上に記載したとおり、新型コロナウイルスに関連する義務の不履行に関して、裁判所は個別具体的な事情に基づき不可抗力の該当性及びこれに基づく効果を慎重に判断するものと思われるが、これまでの政府による制限措置が不履行の直接の原因となる場合等、一定の場合には不可抗力が認められる事案が出てくるものと考えられる。また、不可抗力の発生を主張する当事者は、不可抗力の発生後に速やかに相手方に通知を行うと同時に、拳証責任を負うほか、相手方の損害の拡大を防止する義務も負いうる点に留意する必要がある。

ここまで不可抗力の該当性について分析したが、今後、仮に契約不履行となった当事者による不可抗力の主張が認められない場合であっても、事情変更の原則 や公平原則、損害の認定といった不可抗力とは別の枠組みを利用して、裁判所や仲裁機関が中国企業の責任を軽減する事例も出てくること、また、政府や裁判所から在中國企業の責任を軽減することを認める通知や指導が出される事態も想定される。

本稿は 2020 年 2 月 11 日現在の情報に従い記載しているが、今後も各種の通達や指導意見等が公布されることが予想されるため、常に最新の情報を確認した上で対応策を検討する必要がある。

以上

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**川合 正倫**（日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処）

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫法律事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願いたします。